

有価証券報告書

第 66 期

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日



東洋シャッター株式会社

E 0 1 4 1 5

第66期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

東洋シヤッター株式会社

目 次

頁

第66期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	5
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2 【事業等のリスク】	8
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	9
4 【経営上の重要な契約等】	12
5 【研究開発活動】	12
第3 【設備の状況】	13
1 【設備投資等の概要】	13
2 【主要な設備の状況】	13
3 【設備の新設、除却等の計画】	13
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【自己株式の取得等の状況】	16
3 【配当政策】	17
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	18
第5 【経理の状況】	31
1 【連結財務諸表等】	32
2 【財務諸表等】	58
第6 【提出会社の株式事務の概要】	71
第7 【提出会社の参考情報】	72
1 【提出会社の親会社等の情報】	72
2 【その他の参考情報】	72
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	73

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【事業年度】	第66期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	東洋シャッター株式会社
【英訳名】	TOYO SHUTTER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡 田 敏 夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
【電話番号】	06(4705)2110（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員経営企画統括部長 野 中 真 也
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
【電話番号】	06(4705)2110（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員経営企画統括部長 野 中 真 也
【縦覧に供する場所】	東洋シャッター株式会社東京支店 （東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号 日本橋Kビル） 東洋シャッター株式会社名古屋支店 （名古屋市中川区北江町二丁目12番地） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (千円)	17,820,007	19,043,872	21,251,877	22,505,784	19,714,275
経常利益 (千円)	709,332	753,743	1,382,023	1,215,907	577,782
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	440,386	490,219	69,448	788,093	420,884
包括利益 (千円)	492,136	596,488	53,048	676,320	597,417
純資産額 (千円)	5,789,058	6,289,852	6,215,506	6,764,546	7,184,051
総資産額 (千円)	16,589,715	17,624,079	18,041,301	17,348,476	16,811,141
1株当たり純資産額 (円)	913.18	992.32	980.74	1,067.51	1,133.83
1株当たり当期純利益 (円)	69.46	77.33	10.96	124.36	66.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	34.90	35.69	34.45	38.99	42.73
自己資本利益率 (%)	7.88	8.12	1.11	12.14	6.03
株価収益率 (倍)	9.03	8.12	66.24	5.44	10.24
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	773,516	1,058,486	1,515,947	519,034	530,274
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△34,548	△39,189	△70,074	△96,034	△123,945
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△631,440	△427,350	△690,870	△570,424	△448,733
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,079,383	1,671,330	2,426,333	2,278,908	2,236,504
従業員数 (名)	540	547	531	546	562
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔114〕	〔113〕	〔116〕	〔110〕	〔107〕

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第64期の期首から適用しており、第63期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第62期	第63期	第64期	第65期	第66期
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
売上高 (千円)	17,820,007	19,043,872	21,251,877	22,505,784	19,714,275
経常利益 (千円)	703,176	760,341	1,381,339	1,229,512	575,260
当期純利益 (千円)	432,158	495,141	60,150	810,922	419,791
資本金 (千円)	2,024,213	2,024,213	2,024,213	2,024,213	2,024,213
発行済株式総数 (千株)					
普通株式	6,387	6,387	6,387	6,387	6,387
純資産額 (千円)	5,901,268	6,305,036	6,234,133	6,912,855	7,169,892
総資産額 (千円)	16,725,019	17,605,160	18,013,416	17,452,452	16,762,484
1株当たり純資産額 (円)	930.88	994.72	983.68	1,090.91	1,131.60
1株当たり配当額 (円)					
普通株式	15.00	20.00	20.00	28.00	15.00
(内1株当たり中間配当額)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
1株当たり当期純利益 (円)	68.17	78.11	9.49	127.96	66.25
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	－	－	－	－	－
自己資本比率 (%)	35.28	35.81	34.61	39.61	42.77
自己資本利益率 (%)	7.54	8.11	0.96	12.34	5.96
株価収益率 (倍)	9.20	8.04	76.50	5.29	10.26
配当性向 (%)	22.00	25.60	210.75	21.88	22.64
従業員数 (名)	523	528	511	524	542
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔111〕	〔110〕	〔114〕	〔108〕	〔105〕
株主総利回り (%)	114.0	117.8	138.7	135.0	138.2
(比較指標：TOPIX (金属製品) (配当込み)) (%)	(123.7)	(134.7)	(104.1)	(89.1)	(143.0)
最高株価 (円)	670	700	747	814	796
最低株価 (円)	492	569	565	450	605

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第64期の期首から適用しており、第63期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社（設立1946年12月9日）は、1973年10月1日、大阪市東区両替町一丁目12番地（1989年2月13日住居表示の変更、大阪市中央区常盤町一丁目3番8号）所在の東洋シャッター株式会社（旧東洋シャッター株式会社）の株式額面の変更を目的として、同社を吸収合併したが、合併以前の期間については、事業活動を行なっていなかったため、合併期日以前については、事実上の存続会社である（旧）東洋シャッター株式会社について記載しております。

年月	概要
1955年9月	大阪市西淀川区においてシャッターの販売を目的として創業
1956年1月	東京支店を開設
1957年4月	大阪市西淀川区に大阪工場を開設、軽量シャッターの製造開始
1960年5月	名古屋支店を開設
1964年4月	忠岡工場（現大阪府泉南市）の新設、重量シャッターの製造開始
1966年7月	大阪支店を開設
1967年7月	土浦工場新設、軽量・重量シャッターの製造開始
1968年1月	大阪市東区谷町（現大阪市中央区谷町）に本社移転
1971年10月	京都支店を開設
1972年10月	大阪市東区両替町（現大阪市中央区常盤町）に本社移転
1973年10月	東京本社を東京都中央区に開設し、二本社体制となる
1975年7月	無人制御システムシャッター『リフレオート』を開発、発売
1975年10月	大阪証券取引所市場第二部に株式上場
1975年12月	奈良工場を新設し、大阪工場・忠岡工場を集約する
1979年4月	東北支店（現仙台営業所）、西部支店（現中四国支店）を開設
1987年10月	株式会社日本シャッター製作所を合併し、九州支店・鹿児島支店（現鹿児島営業所）・枚方工場・九州工場・株式会社南日本シャッター製作所（現連結子会社、南東洋シャッター株式会社）を継承する
1989年2月	東京証券取引所市場第二部に株式上場
1989年9月	東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に指定替
1991年6月	南東洋シャッター株式会社が鹿児島県始良郡に工場を新設移転
1991年10月	株式会社オーシマを合併し、建材部門の拡充を図る
1992年4月	岩住サッシ株式会社を合併し、スチールドア部門の拡充を図る
1993年3月	つくば工場を新設し、土浦工場を閉鎖する
1993年9月	ビル改修システム『ビルファイン』を開発、発売
1993年9月	東洋シャッター北海道株式会社へ49%出資し、関係会社とする
1993年11月	大阪市中央区南新町に本社を新築移転
1994年6月	東洋テクノサービス株式会社に100%出資し、関係会社とする
1996年4月	東洋テクノサービス株式会社を株式会社シーク研究所に社名変更
2000年1月	東京本社を東京都港区から東京都中央区に移転
2000年5月	枚方工場を閉鎖し、奈良工場に集約
2000年5月	九州工場を南東洋シャッター株式会社所在地に集約移転
2002年5月	「私的整理に関するガイドライン」に基づく「再建計画」の成立
2002年12月	連結子会社である東洋シャッター北海道株式会社・株式会社シーク研究所を解散
2003年4月	フジテック株式会社とエレベーター『遮煙乗場扉』を共同開発、発売
2003年7月	大阪市中央区南船場に本社移転
2003年12月	自主的新中期経営4ヵ年計画『フェニックスー50』の策定
2004年1月	シャッター落下防止装置「守護神」を開発、発売
2006年2月	「私的整理に関するガイドライン」に基づく「再建計画」及び自主的新中期経営4ヵ年計画『フェニックスー50』を前倒しで終結し、新中期3ヵ年計画『レボリューション3』を策定
2007年3月	スリム軽量電動シャッター「カルーナS」を開発、発売
2009年2月	新中期3ヵ年計画『Fusion Plan3』を策定
2011年2月	ドイツハーマン社グループと資本・業務提携契約を締結
2011年3月	ハーマンGmbHを割当先とする第三者割当増資を実施、資本金2,024百万円となる
2012年5月	新中期3ヵ年計画『JUMP UP3』を策定
2015年5月	新中期3ヵ年計画『POWER UP3』を策定
2018年5月	新中期3ヵ年計画『BRUSH UP3』を策定
2021年3月	中期経営計画『BRUSH UP3+1（プラスワン）』を策定

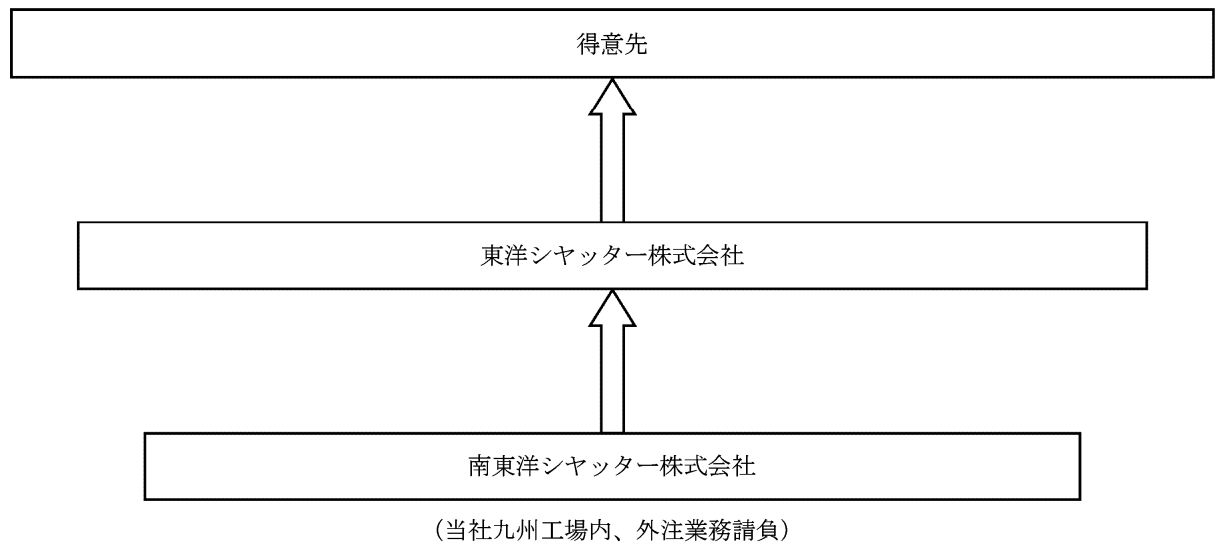
3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社である南東洋シャッター株式会社であり、シャッター、スチールドア、金物の製造販売を主な内容目的とし、各製品に関する研究及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、当社グループは単一の報告セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

シャッター、スチールドア	当社が製造販売しております。 また、子会社である南東洋シャッター株式会社は、当社九州工場内における外注業務の請負を行っております。
金物	当社が製造販売しております。

事業の系統図は次のとおりであります。



なお、南東洋シャッター株式会社は、連結子会社であります。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 南東洋シャッター株式会社	鹿児島県始良市 蒲生町	20,000	外注業務の請負	100.0	当社製品の加工

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、報告セグメントが単一であるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、以下に事業の部門別の従業員数を示しております。

2021年3月31日現在

事業の部門等の名称	従業員数（名）
管理部門	49（13）
営業部門	387（62）
製造部門	126（32）
合計	562（107）

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

提出会社は、報告セグメントが単一であるため、セグメントごとの記載は省略しております。

2021年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
542（105）	42.04	16.37	5,499

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 3 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
- 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

連結子会社には、労働組合は結成されていないので、以下の記載は当社に関するものであります。

a 組織の現況

当社には次の労働組合があります。

JAM労働組合東洋

b 当社の労働組合はユニオンショップ制であり、2021年3月31日現在の組合員数は393名であります。

c JAM労働組合東洋は、日本労働組合総連合全国金属機械労働組合大阪地方本部東洋シャッター支部・東洋シャッター従業員組合連合会・東洋シャッター九州労働組合・日本労働組合総連合全国金属機械労働組合大阪地方本部オーシマ支部・ゼンキン連合大阪オーシマ労働組合・日本労働組合総連合全国金属機械労働組合兵庫地方本部東洋シャッタードア・サッシ支部が1996年2月29日付でJAM労働組合東洋として統一、また、JAM労働組合東洋と東洋シャッター労働組合が2007年3月1日付で統一し、JAM労働組合東洋として組織されている組合であります。

d 労使関係

労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、企業品質の向上を目指し、安全・安心・快適・感動を提供するとともに社会の進歩発展に貢献します。

〔経営ビジョン〕

- ・環境に応じたスタイルを追求し、行動力・スピード・稼ぐ力を全員で磨きます。
- ・商品開発・ものづくり改革に挑み、主力事業の完成度を高め、お客様との絆を深めます。
- ・新たな出会いや新しい分野への挑戦を目指し、次世代に繋がる収益基盤を構築します。
- ・社員と共に働く人々は日々成長を志し、新しい自分と出会えるよう自己研鑽に励みます。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループといたしましては、中期経営計画『BRUSH UP3』の最終年度を迎えておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束や今後の景気動向など極めて不透明な状況が続いており、新たな中期経営計画を策定するには立脚すべき前提条件が余りに不確定であることに鑑み、2021年3月11日に公表しましたとおり、2021年度の1年間を『BRUSH UP3+1（プラスワン）』として現中期経営計画を継続し、推進してまいります。

〔中期経営計画骨子〕

中期経営計画期間において、企業価値の一層の向上を目指し、柔軟性と独自性をもって以下の重点施策を遂行し、収益力強化に取り組んでまいります。

- ・コーポレートガバナンスを一層強化し、更なる内部統制の充実と意思伝達の迅速化を図ります。
- ・主力事業での売上増強策として、ラインナップの充実、既存販売網で拡販出来る商品開拓を行います。
- ・受注案件の採算管理を一層推し進め、稼ぐ力を磨くとともに、全社コストと時間管理の見直しにより収益力強化を図ります。
- ・自動化、省力化、効率化、多能化を実現するため、段階的投資を行い、生産体制と設計施工体制の強化に努めます。
- ・メンテナンス事業は構築してきた基盤での保守点検契約の獲得に向けた動きを行います。
- ・人材育成については、適材適所の配置と最大パフォーマンスの発揮が出来る、個別の職務開発の実施、社員一人ひとりの成長に向けた自己研鑽に励む風土を醸成します。

(3) 経営環境及び対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が大きく抑制され、極めて厳しい状況が続きました。また、依然として新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たないことから、企業の景況感は未だ本格的な回復に至っておらず、今後も景気見通しについては予断を許さない状況となっております。

一方、当シャッター・ドア業界におきましても、景気の先行き不透明感から民間設備投資需要が弱含みをみせる中、厳しい受注環境が続きました。

今後の見通しにつきましては、新型コロナワクチンの接種拡大及び感染拡大防止の取り組み等により、社会経済活動の正常化が期待されるものの、収束にはまだ時間を要するものと考えられます。また当シャッター・ドア業界につきましても、引き続きその影響は受けながらも、首都圏並びに主要都市における再開発案件など底堅い潜在的需要によって、民間設備投資需要は徐々に持ち直すとみられますが、先行きは不透明な状況です。

このような環境の中、競争が激化する中にあっても着実に収益を確保できる体質へ改善を図るべく〔経営ビジョン〕・〔中期経営計画骨子〕の施策を実施してまいります。

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、業績数値として売上高、営業利益を目標としており、収益判断の指標として売上総利益率、営業利益率、財務上の安定性の判断指標として自己資本比率をそれぞれ重要な指標と考えております。

当連結会計年度においては、売上高は19,714,275千円(前年同期比12.4%減)、営業利益は617,796千円(前年同期比51.6%減)となり、売上総利益率は24.3%(前年同期比1.0ポイント低下)、営業利益率は3.1%(前年同期比2.6ポイント低下)となりましたが、自己資本比率は42.7%(前年同期比3.7ポイント上昇)となりました。当社グループは企業価値の向上を目指し、引き続き当該指標の向上に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

1 経済環境

当社グループは、主に大型商業施設、オフィスビルや物流施設等のシャッター、ドアの取付を行っており、経済環境に伴う設備投資動向によって、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

経済環境については様々な要因で変動するため予測には困難を伴いますが、当社グループは、経済環境の変化による設備投資動向の影響を軽減するために、主要顧客との良好な関係を維持する一方、新規顧客の取引開拓を推進し、強固な営業基盤の形成を図っております。

2 原材料

当社グループは、製品の主材料である鋼材の需給動向、価格変動により、当社グループの生産、経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスクを認識しております。

当社グループでは、当該リスクの対応策として、鋼材の確保については複数の供給元との定期的なやり取りを通し、情報の共有を図ることで、適正な調達状況の把握に努め、価格高騰による原価増大に陥らないよう万全の体制を取っております。

3 特定の仕入先への依存

当社グループは、シャッターの重要部品の一部をグループ外の特定供給元に依存しております。そのため、特定供給元からの重要部品の供給が滞った場合、当社グループの生産に影響が及び、受注に対応できなくなる可能性があります。

当社グループでは、当該リスクの対応策として、適正な在庫水準を維持しつつ、特定供給元と定期的にヒアリングを行うことで重要部品の確保ができるよう努めております。

4 特定の商品への依存

当社グループの中核事業であるシャッター・スチールドアが当連結会計年度で売上の97.5%を占めております。殆どが受注生産で堅実な対応に努めておりますが、代替商品の開発等の予期しない変化により需要に極端な影響があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループは今後も顧客ニーズに対応した新しい商品の開発を行ってまいります。

5 債権の貸倒れ

当社グループは大手ゼネコンをはじめ大口の得意先が多いため、予期しない事象により大口の貸倒れが発生する可能性があります。

当社グループでは、当該リスクの対応策として、貸倒れの発生防止については普段より業務監査部が中心となり、取引開始時における与信管理や売上計上後における売掛金の滞留管理を徹底して行っております。

6 固定資産の減損について

売上高の減少等により資産グループの将来キャッシュ・フローの見込額が減少、あるいは、資産グループの時価の著しい下落等の要因により固定資産の減損処理が必要となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該リスクの対応策として、各資産グループごとに損益管理を行い、原価改善や原価低減を図ることで将来キャッシュ・フローが著しく減少することのないように努めております。

7 災害・事故

当社グループは普段より、災害・事故の防止に努めております。しかし、自然災害も含め、予期しない事象により大規模な災害・事故が発生し、当社グループの営業・生産体制の維持が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該リスクの対応策として、自然災害、事故等が発生した場合であっても、全国に営業拠点を展開しており、生産拠点も関東地方、関西地方及び九州地方の3カ所に分けておりますので、被害のあった地域を他の拠点でカバーし、事業を継続できる体制を整えております。

8 法的規制

当社グループは、事業展開を行う国内において、建設業法や建築基準法等の事業関連法規、その他さまざまな法的規制の適用を受けております。これらの規制等に抵触するような行為が指摘された場合には、行政処分等を課される等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの法的規制の改定等があった場合も経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該リスクの対応策として、全従業員向けに毎月1回コンプライアンス勉強会を実施するなど、コンプライアンス遵守を徹底し、内部統制の充実に努めており、豊富な経験と優れた技術により関連法律に対応した商品を製造しております。また、研究開発部門では、高度化する社会的ニーズと多様化する顧客ニーズに対応するため日々研究を重ね、法的規制が変更となった場合も、新しい対応商品の開発ができるように取り組んでおります。

9 排除措置命令及び課徴金納付命令に対する審判について

提出会社は、2010年6月、公正取引委員会よりシャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第3条に違反する行為（全国価格カルテル、近畿地区受注調整）があるとして、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、課徴金を納付しました。

この排除措置命令及び課徴金納付命令について、2010年7月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、2020年8月に公正取引委員会から課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を受けました。

当社は本審決の内容を慎重に精査し検討しました結果、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令のうち近畿地区受注調整については審決取消訴訟を提起しないことを決定いたしました。全国価格カルテルについては、当社の審判請求を棄却した本審決を不服として、2020年9月に東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起いたしました。

今後の訴訟の結果により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

10 財務制限条項について

当社グループの取引金融機関との金銭消費貸借契約においては、財務制限条項が付されている契約があります。その条項は2点あり、①連結貸借対照表の純資産の部における純資産の残高の維持に関する事項、②連結損益計算書における経常損益に関する事項であります。

財務制限条項に抵触する場合、契約における期限の利益喪失請求が行われる可能性があります。

11 新型コロナウイルス等の感染症発生に関するリスクについて

新型コロナウイルス等の感染症が長期間にわたり拡大、蔓延した場合は、従業員の罹患による業務の支障、海外及び国内の経済情勢の悪化等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、感染拡大を防ぐために行政指針に従った感染防止策を徹底し、時差出勤や直行・直帰の活用、一部の部署では従来と異なるスペースでの勤務を行う等、従業員の安全と健康を最優先に考えた感染防止の取り組みを実施することで、売上高等への影響が軽減できるよう努めてまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

また、当社グループは、単一の報告セグメントであり、当事業内容に関して記載しております。

①財政状態及び経営成績の状況

〔財政状態の概況〕

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は前連結会計年度末に比べて547,097千円減少し、10,055,674千円となりました。これは主に受取手形及び売掛金の減少によるものであります。

固定資産は前連結会計年度末に比べて9,762千円増加し、6,755,467千円となりました。これは主に退職給付に係る資産の増加によるものです。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は前連結会計年度末に比べて582,038千円増加し、8,468,541千円となりました。これは主に1年内返済予定の長期借入金の増加によるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比べて1,538,877千円減少し、1,158,548千円となりました。これは主に長期借入金の減少によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は前連結会計年度末に比べて419,504千円増加し、7,184,051千円となりました。これは主に利益剰余金の増加によるものであります。

〔経営成績の概況〕

当社グループは、中期経営計画『BRUSH UP3』の最終年度を迎える中、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じつつ、戦略的かつ積極的に受注活動に注力すると同時に、受注済み案件の採算改善などの努力を着実に続けてまいりました。

その結果、当連結会計年度における受注高は前年同期比12.6%減の19,479,805千円となり、売上高は前年同期比12.4%減の19,714,275千円、営業利益は617,796千円（前年同期比658,967千円減少）、経常利益は577,782千円（前年同期比638,125千円減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は420,884千円（前年同期比367,209千円減少）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末に比べて42,404千円減少し、2,236,504千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と主な要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は前連結会計年度末に比べて11,239千円増加し、530,274千円となりました。これは主に売上債権の減少によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は前連結会計年度末に比べて27,911千円増加し、123,945千円となりました。これは主に固定資産の取得によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は前連結会計年度末に比べて121,691千円減少し、448,733千円となりました。これは主に長期借入れによる収入によるものです。

③生産、受注及び販売の実績

当社グループは、報告セグメントが単一であるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、以下に製品別の生産、受注及び販売の実績を示しております。

a. 生産実績

当連結会計年度における製品別の生産実績は、次のとおりであります。

品名	数量	前年同期比（％）
軽量シャッター	130,490m ²	91.25
重量シャッター	160,054m ²	78.11
シャッター関連	11,929m ²	77.41
シャッター計	302,474m ²	83.25

（注） ドア・サッシ、金物については数量表示が困難なため、表示しておりません。

b. 受注実績

当連結会計年度における製品別の受注実績は、次のとおりであります。

品名	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
軽量シャッター	2,601,609	92.79	268,933	108.40
重量シャッター	11,321,883	87.22	5,445,529	104.16
シャッター関連	1,721,944	95.94	91,131	94.02
シャッター計	15,645,436	89.00	5,805,593	104.17
スチールドア	3,362,976	82.73	2,094,357	82.49
建材他	471,393	72.26	45,540	67.07
合計	19,479,805	87.37	7,945,490	97.13

（注） 上記の金額には消費税等は、含まれておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度における製品別の販売実績は、次のとおりであります。

品名	金額（千円）	前年同期比（％）
軽量シャッター	2,580,780	89.62
重量シャッター	11,104,434	84.19
シャッター関連	1,727,739	94.42
シャッター計	15,412,953	86.11
スチールドア	3,807,569	96.21
建材他	493,753	76.08
合計	19,714,275	87.60

（注） 上記の金額には消費税等は、含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績に関する分析

イ. 売上高及び売上総利益

当連結会計年度における受注高は前年同期比12.6%減の19,479,805千円となり、売上高は前年同期比12.4%減の19,714,275千円となりました。品種別の構成率では重量シャッターが11,104,434千円と56.3%、軽量シャッターが2,580,780千円と13.1%でこの2品種で69.4%となっています。売上総利益は4,784,705千円で材料費や外注費の減少もありましたが前年同期比902,250千円の減少となりました。

ロ. 営業利益

営業利益は617,796千円で販売費及び一般管理費のうち人件費の減少等がありましたが、前年同期比658,967千円減少となりました。

ハ. 営業外損益、経常利益及び税金等調整前当期純利益

経常利益は577,782千円で前年同期比638,125千円減少となりました。課徴金還付額59,236千円を特別利益に計上した結果、税金等調整前当期純利益は637,018千円となりました。

ニ. 法人税等及び親会社株主に帰属する当期純利益

法人税等216,134千円を差し引いて親会社株主に帰属する当期純利益は420,884千円で前年同期比367,209千円減少となりました。

b. 当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因について

（収益変動要因）

当社グループを取り巻く事業環境は同業者間の競争が激しく、利益率低下の要因が内在しております。また、主要原材料であります鋼板類については市況価格による仕入を行っており市場動向によっては売上原価に影響を与え、経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループの販売先は建設業者が主であります但特定の販売先に依存していることはありません。また、海外からの輸入は少なく、為替等の変動が経営成績に及ぼす影響は極めて軽微であります。

当社グループの経営成績等に重要な影響を与える要因につきましては、「2 事業等のリスク」にも記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症の収束の時期や感染拡大が経済に及ぼす影響を現時点では見通すことができませんが、新型コロナウイルス感染症拡大により、建築工事の中断、延期、中止や企業収益の悪化に伴い設備投資が冷え込む可能性があります。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループは事業活動を適切に維持するための資金確保及び資金の流動性の維持を図るために営業活動で得られた資金により事業活動の維持、設備投資の資金を賄うことを基本にしております。必要に応じて主として金融機関からの借入金により資金調達しております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、原材料や商品の仕入、外注費等の製造費用、販売費及び一般管理費等の営業費用及び設備投資であります。

主なキャッシュ・フローの状況は「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

当社における重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 3 会計方針に関する事項」に記載のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を現時点において合理的に算定することが困難な状況にありますが、影響が当面続くという仮定を置き、期末時点で入手可能な情報を基に検証等を行っております。

重要な会計方針のうち、見積りや仮定等により連結財務諸表に重要な影響を与えると考えられる項目は下記のとおりです。

(工事進行基準)

成果の確実性が認められる工事契約（但し、工期のごく短いものは除く）については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）により収益及び費用を計上しております。将来の発生原価を合理的に見積っておりますが、市況の変動や気象条件等の外的要因によりその見積り額が変動した場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

(工事損失引当金)

請負工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。市況の変動や気象条件等の外的要因によりその見積り額が変動した場合は業績に影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産)

将来減算一時差異等のスケジューリングに基づいて回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。将来における経営環境の変化等その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(固定資産の減損処理)

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。事業計画や市場環境の変化により見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動は、「私たちは、企業品質の向上を目指し、安全・安心・快適・感動を提供すると共に社会の進歩発展に貢献します」を念頭に置き、設計・製造・施工・メンテナンスの観点より製品の開発・改良・改善を実施すると共に高度化する社会的ニーズと多様化する顧客ニーズに対応する為、日々研究を重ね、お客様にとって付加価値の高い商品を提供できるよう努力しております。

2020年度は建物内の大開口部での延焼防止用シートシャッターの大幅な仕様拡大、火災時の消防隊侵入を助けるシャッター緊急開閉システムの実施、昨今の洪水に対応する止水ドアの開発等を行ってまいりました。今後も、時代の流れと環境の変化にあったお客様が必要とする商品の開発を目指します。

当連結会計年度におきましては、従来の製品に対する安全性向上及び機能・性能向上に取り組み、お客様から満足と信頼を頂ける商品の開発を行うと共に、併行して来期に向けての更なる新商品のご提供をさせて頂く為の取り組みを行って参りました。

今後も企業品質の更なる向上と社会への「安全・安心・快適・感動の提供」を目標に社会的ニーズに沿った商品開発を目指して参ります。

当連結会計年度の研究開発関連費の総額は218,181千円であります。なお、当社グループは、報告セグメントが単一であるため、セグメントごとの記載を省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、生産設備の更新・増強などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度における設備投資は、総額283,552千円であり、その主なものは、設備等の更新であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	部門	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (名)
			建物及び構築物	機械装置及び工具器具備品	土地 (面積千㎡)	車両運搬具	リース資産	合計	
つくば工場 (茨城県稲敷市甘田)	製造	シャッター・ドア生産設備	400,200	19,979	811,466 (57)	0	99,314	1,330,961	29
奈良工場 (奈良県磯城郡川西町)	"	シャッター・ドア金物生産設備	547,531	54,658	2,050,335 (33)	800	164,447	2,817,772	75
九州工場 (鹿児島県姶良市蒲生町)	"	シャッター・ドア生産設備	240,454	6,782	174,828 (37)	0	37,404	459,470	4
大阪支店他 (大阪市淀川区他)	販売	営業設備	191,551	62,660	520,713 (3)	558	83,578	859,061	434

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	部門	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (名)
				建物及び構築物	機械装置及び工具器具備品	車両運搬具	合計	
南東洋シャッター(株)	本社 (鹿児島県姶良市蒲生町)	外注業務の請負	シャッター・ドア生産設備	24	1,521	—	1,545	20

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	17,748,000
計	17,748,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2021年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2021年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,387,123	6,387,123	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	6,387,123	6,387,123	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年3月30日(注)	△2,000,000	6,387,123	—	2,024,213	—	186,000

(注) 自己株式（第1回優先株式）の消却による減少であります。

(5)【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	－	16	23	68	24	2	2,470	2,603	－
所有株式数 （単元）	－	11,222	907	6,422	13,027	3	31,892	63,473	39,823
所有株式数の 割合（％）	－	17.68	1.43	10.12	20.52	0.00	50.25	100.00	－

(注) 1 自己株式51,040株は「個人その他」に510単元、「単元未満株式の状況」に40株含めて記載しております。

2 「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が3単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
ドイチェ バンク アーゲー フランクフルト アカウント ハーマン ベタイリグングス ゲーエムベーハー (常任代理人 (株)みずほ銀行 決済営業部)	UPHEIDER WEG 94-98, 33803 STEINHAGEN, GERMANY (東京都港区港南2丁目15-1)	1,259	19.87
東洋シヤッター取引先持株会	大阪市中央区南船場2丁目3-2	824	13.01
東洋シヤッター従業員持株会	大阪市中央区南船場2丁目3-2	463	7.31
株式会社日本カストディ銀行	東京都中央区晴海1丁目8-11	425	6.72
下村 正一	鹿児島県鹿児島市	318	5.03
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	313	4.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	254	4.02
愛知電機株式会社	愛知県春日井市愛知町1	125	1.98
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	119	1.88
中央不動産株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-1	114	1.80
計	—	4,218	66.58

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行	425千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	254千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 51,000	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 6,296,300	62,963	同上、(注) 1
単元未満株式	普通株式 39,823	—	(注) 2
発行済株式総数	6,387,123	—	—
総株主の議決権	—	62,963	—

(注) 1 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が300株 (議決権3個) 含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式40株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 東洋シャッター株式会社	大阪市中央区南船場 二丁目3番2号	51,000	—	51,000	0.80
計	—	51,000	—	51,000	0.80

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (千円)
当事業年度における取得自己株式	694	483
当期間における取得自己株式	59	38

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	51,040	—	51,099	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値の向上と安定的な経営基盤の確保に努めながら株主の皆様への利益還元とのバランスの最適化を経営の最重要課題のひとつとして位置付けております。今後の飛躍のための設備投資や研究開発費に必要な内部留保を確保しつつ、財務状況やキャッシュ・フロー等を勘案しながら、株主の皆様へ利益還元を行ってまいります。

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により剰余金の配当を可能とする旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当（第2四半期末配当）を行うことができる旨を定款に定めております。

この方針に基づき、当期の剰余金の配当につきましては、2020年10月28日に予想を公表いたしましたとおり、1株当たり年間15円の配当を行います。

内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと研究開発費用として投入していくこととしております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)
2021年5月11日 取締役会決議	普通株式	95,041	15

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社はステークホルダー及び社会から信頼される企業を目指しております。そのためには、効率性、健全性、透明性の高い経営を実現することが必要であり、コーポレート・ガバナンスは経営上の重要課題の一つと考えております。

当社の経営機関制度としては、経営の基本方針等の重要事項に関する意思決定機関として取締役会、経営会議、監査機関として監査役会を設置しております。

経営会議は、有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長 岡田敏夫が議長を務めております。その他メンバーは代表取締役専務 能村宏、取締役 山本毅彦、取締役 村中正人、取締役 脇川和則、取締役 田畑勝志、常勤監査役 南山芳毅、常勤監査役 林修一、上席執行役員 花井直樹、上席執行役員 楠本良治、上席執行役員 松澤慎治、上席執行役員 野中真也、執行役員 村瀬厚司、執行役員 西影憲介、執行役員 奥野貴史及び代表取締役が指名する主要な部門の長が参加しております。取締役会の職務を補佐し、経営課題等を審議・検討・報告するため定期的に開催され経営上のリスク把握を行っています。

また、当社は取締役の選解任並びに報酬を公正に決定するという観点から取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会は、代表取締役専務 能村宏が委員長を務めております。その他メンバーは代表取締役社長 岡田敏夫、社外取締役 堀井昌弘、社外取締役 水野久美子及び社外監査役 嶋田薫によって構成されており、社外役員が過半数を占めております。

当社は上記のように、社外取締役、社外監査役の選任及び監査役による経営監視体制が有効に働くことにより、客観性・透明性が確保された企業統治体制が確立されると考え、このような体制を取っております。

```

graph TD
    Board[株主総会] --> BoardSup[監査役会]
    Board --> BoardDir[取締役会]
    BoardSup --> BoardDir
    BoardSup --> AccSup[会計監査人]
    BoardSup --> BoardDir
    BoardDir --> RiskMgmt[Risk Management Committee]
    BoardDir --> Compliance[Compliance Committee]
    BoardDir --> MgmtMtg[経営会議]
    BoardDir --> Quality[企業品質統括部]
    BoardDir --> RiskInfo[リスク関連情報]
    BoardDir --> Divs[各部 各支店 各工場]
    Quality --> BoardDir
    Quality --> Divs
    RiskInfo --> BoardDir
    RiskInfo --> Divs
    Divs --> RiskInfo
    Divs --> Quality
  
```

③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、取締役会、監査役会と業務執行部門から独立した企業品質統括部を基本機関として、内部統制システムを構築しております。内部統制システムの整備についての基本方針の内容及び運用状況は以下のとおりであります。

ア. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図ります。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止します。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象です。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図ります。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図ります。後述する項番（オ）の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものです。

監査役は、取締役会をはじめとする社内の重要な会議に随時出席し、取締役の職務執行の監査を実施しました。監査部門では、部門監査（工場含む）を実施し、内部通報窓口への対応を行うことで、違反行為の早期発見と再発防止に努めました。

イ. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとします。

各規程に従い、適切に情報の保存・管理を行いました。

ウ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及びグループ会社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TSコンティンジェンシープラン」を定め、リスクの低減に努めるものとします。

当社は各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織として企業品質統括部を設置します。企業品質統括部には、リスク管理部、業務監査部、品質管理部を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行います。

企業品質統括部は業務監査部が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各部がリスク管理に係わる規程を定め行動します。

役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、企業品質統括部で把握した当社のリスクに関する事象への方針協議を行います。

企業品質統括部を中心に、対処すべきリスクに関し各部門から情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図りました。

エ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとします。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行います。

当社及びグループ会社の取締役の職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

社外取締役3名を含む10名の取締役よりなる取締役会は計9回開催され、社外監査役2名を含む監査役4名も参加しました。

オ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化します。

当社は、コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織の企業品質統括部にリスク管理部を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行います。

役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、企業品質統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行います。

内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織の企業品質統括部に業務監査部を置き、使用人の業務執行状況を監査します。

監査役は当社の法令遵守体制及び内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができます。

- 企業品質統括部を中心に、業務監査部が各部署（89箇所）の業務監査を行い、対処すべきリスクに関し情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図りました。
- カ．株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制
- 当社及びグループ会社の業務の適正を確保するため、「T社役員行動規範」をグループ会社にも適用し周知徹底するものとします。
- グループ会社は当社に準じて規程類を整備するものとします。
- グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、企業品質統括部業務監査部による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとします。また、内部監査の報告を取締役会及び監査役会に行うものとします。
- 同じく、企業品質統括部各部により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行います。
- 監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。
- 企業品質統括部を中心に、業務監査部が各部署（89箇所）の内部監査を実施し、業務内容の監査を行いました。また、リスク管理委員会を5回開催し、対処すべきリスクに関し情報を収集し、未然防止、早期解決、再発防止を図りました。
- キ．監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
- 監査役職務を補助すべき使用人を、当社は置きません。
- 但し、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとします。
- 監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとします。
- 監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととします。
- ク．監査役に報告するための体制その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
- 報告・情報提供の主なものは、次のとおりとします。
- A．当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。
- B．内部監査の活動状況。
- C．重要な会計方針、会計基準及びその変更。
- D．業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容。
- E．内部通報制度の運用及び通報の内容。
- F．稟議書及び監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。
- 上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。
- 監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応します。
- 取締役は、取締役会等の重要な会議において、各取締役が担当する業務執行状況を監査役に対し随時報告しました。監査役は、監査役監査などで随時、使用人からのヒアリング等を通じ、必要な報告及び情報の収集を実施しました。
- ケ．財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行います。
- 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。
- 企業品質統括部において、業務監査部の監査を通じ、内部統制の評価を実施しました。
- コ．反社会的勢力排除に向けた体制
- 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、企業品質統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応します。
- 取引先との契約時において反社会勢力の排除条項の契約書の記載を確認し、外部関係機関等との情報交換を定期的に行いました。
- サ．責任限定契約の内容の概要
- 当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき損害賠償責任限度額は、法令が定

める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

シ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社及び当社子会社である南東洋シャッター株式会社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。但し、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事項があります。また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

ス．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

セ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ソ．取締役会で決議できる株主総会決議事項

a．剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

b．中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当（第2四半期末配当）を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

c．取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性12名 女性1名 (役員のうち女性の比率8%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長 全般統括	岡 田 敏 夫	1962年11月4日生	1986年4月 川鉄商事株式会社（現JFE商事株式会社）入社 1991年4月 当社入社 1994年10月 営業企画室長 1997年6月 取締役企画室長 1999年4月 取締役管理本部副部長兼企画室長 2000年4月 取締役企画室長 2001年6月 取締役生産事業部担当兼企画室長 2002年10月 常務取締役東日本地区事業部担当兼関東ビル建事業部長 2003年4月 常務取締役東京本社統括 2006年4月 取締役兼常務執行役員企画管理本部長 2007年4月 取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼新規事業開発部長 2008年4月 取締役兼常務執行役員企画管理本部管掌兼企画管理本部長兼新規事業開発部長 2009年4月 常務取締役兼常務執行役員業務企画統括部長兼EM営業部管掌 2010年4月 代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括、経営企画統括部管掌 2012年4月 代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括（現任）	(注) 3	328
代表取締役専務 全般統括兼営業担当	能 村 宏	1962年7月6日生	1986年4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2014年4月 当社入社、執行役員、事業統括部副統括部長 2014年10月 執行役員、事業統括部副統括部長兼事業戦略室長 2015年4月 常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長 2015年6月 取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長兼事業戦略室長 2016年10月 取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長、事業戦略室担当 2017年4月 取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 2018年4月 取締役兼常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進担当 2019年4月 専務取締役兼専務執行役員、営業推進担当 2019年6月 代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括営業推進担当 2020年4月 代表取締役専務兼専務執行役員、全般統括兼営業担当（現任）	(注) 3	69

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 生産・技術・購買担当兼 商品企画統括部長	山 本 毅 彦	1959年1月20日生	1981年4月 当社入社 2003年12月 つくば工場長 2006年4月 奈良工場長 2010年9月 業務企画統括部副統括部長兼設計工務部長 2011年4月 コンプライアンス統括部長兼リスク管理部長兼業務監査部長 2012年4月 九州工場長 2014年4月 事業統括部副統括部長兼九州工場長 2016年4月 事業統括部西日本ユニット九州工場長 2016年10月 執行役員、事業統括部西日本ユニット九州工場長 2017年4月 常務執行役員、生産担当兼西日本ユニット九州工場長 2017年6月 取締役兼常務執行役員、生産担当兼西日本ユニット九州工場長 2019年4月 取締役兼常務執行役員、生産事業部長兼九州工場長 2020年4月 取締役兼常務執行役員、生産部門担当 2021年4月 取締役兼常務執行役員、生産・技術・購買担当兼商品企画統括部長（現任）	(注) 3	151
取締役 営業推進兼 市場開拓担当	村 中 正 人	1959年1月19日生	1981年3月 株式会社日本シャッター製作所入社 1987年10月 当社と株式会社日本シャッター製作所合併 2003年4月 神戸支店長 2006年4月 執行役員、メンテ営業ユニット部門長 2008年4月 執行役員、西日本営業ユニット長兼西日本営業推進部長 2010年4月 執行役員、西日本事業部長兼九州工場長 2012年4月 執行役員、事業統括部副統括部長兼九州支店長 2013年10月 執行役員、事業統括部副統括部長兼EM営業部長(ハーマン事業推進担当) 2015年4月 執行役員、事業統括部EM営業部長兼事業戦略室部長 2017年4月 常務執行役員、営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼EM営業部長 2018年4月 常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼市場開拓担当 2018年6月 取締役兼常務執行役員、ユニット副総括兼営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼市場開拓担当 2019年4月 取締役兼常務執行役員、営業推進統括部長兼東日本営業推進部長兼市場開拓担当 2020年4月 取締役兼常務執行役員、営業推進兼市場開拓担当（現任）	(注) 3	78

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 業務企画担当	脇 川 和 則	1963年 6 月29日生	1986年 4 月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 2013年 2 月 株式会社エーデルワイス入社 2013年 4 月 株式会社エーデルワイス 常務執行役員 2018年 2 月 当社入社 業務企画統括部担当部長 2018年 4 月 常務執行役員、業務企画統括部長兼事務管理部長 2019年 4 月 常務執行役員、業務企画統括部長 2019年 6 月 取締役兼常務執行役員、業務企画統括部長 2020年 4 月 取締役兼常務執行役員、業務企画担当（現任）	(注) 3	33
取締役 営業部門担当	田 畑 勝 志	1962年 8 月16日生	1985年 4 月 当社入社 2011年 4 月 京都支店長 2013年 4 月 奈良工場長 2014年 4 月 事業統括部、営業部長（営業戦略強化担当） 2016年 4 月 関西ユニット長兼大阪支店長 2017年 4 月 執行役員、関西ユニット長 2018年 4 月 上席執行役員、関西ユニット長 2019年 4 月 常務執行役員、東日本・関西・西日本・EM担当 2019年 6 月 取締役兼常務執行役員、東日本・関西・西日本・EM担当 2020年 4 月 取締役兼常務執行役員、営業部門担当（現任）	(注) 3	37
取締役	堀 井 昌 弘	1958年 1 月13日生	1990年 4 月 弁護士登録 2000年 1 月 さくら法律事務所代表弁護士（現任） 2003年 6 月 岩谷産業株式会社社外監査役 2012年 6 月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	マーチン・ ハーマン	1965年 3 月 5 日生	1995年 1 月 ハーマン・フェアカウフスゲゼルシャフト合資会社 マネージングパートナー（現任） 1998年 1 月 ハーマン北京ドア・プロダクション株式会社取締役会会長（現任） 1998年 3 月 ハーマン・ベタイリグングス・有限会社マネージングディレクター（現任） 2015年 6 月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
取締役	水 野 久 美 子	1960年 3 月19日生	1982年 4 月 日本火災海上保険株式会社（現損害保険ジャパン株式会社）入社 1991年10月 青山監査法人入所 1995年 5 月 水野会計事務所設立（現任） 2015年 6 月 当社取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	南 山 芳 毅	1957年11月11日生	1980年 4 月 当社入社 2004年 4 月 技術部長 2006年 4 月 つくば工場長 2013年 7 月 つくば工場長兼東日本設計部長 2015年 4 月 事業統括部東日本営業推進部長 2016年10月 事業統括部東日本ユニット、東日本営業推進部長兼事業戦略室部長 2017年 4 月 コンプライアンス統括部付部長 2017年 6 月 常勤監査役（現任）	(注) 4	42

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役	林 修 一	1960年12月24日生	1983年4月 当社入社 2006年4月 京都支店長 2008年4月 大阪支店長 2010年4月 関西事業部副事業部長 2010年9月 関西事業部副事業部長兼奈良工場長 2011年4月 執行役員、奈良工場長 2012年4月 執行役員、事業統括部副統括部長兼奈良工場長兼関西設計部長 2013年4月 執行役員、事業統括部副統括部長兼大阪支店長兼関西設計部長 2013年11月 執行役員、経営企画統括部長 2015年4月 執行役員、コンプライアンス統括部長兼リスク管理部長兼業務監査部長 2019年4月 コンプライアンス統括部担当部長 2019年6月 常勤監査役（現任）	(注) 5	43
監査役	津 田 尚 廣	1956年8月14日生	1990年4月 弁護士登録 1995年10月 なにわ橋法律事務所入所 2003年6月 当社監査役（現任） 2007年12月 株式会社PGSホーム 社外監査役 2009年6月 弁護士法人なにわ橋法律事務所 代表社員（現任） 2012年6月 ヒロセ株式会社 社外監査役 2021年6月 株式会社ユーシン精機 社外監査役（現任）	(注) 5	—
監査役	嶋 田 薫	1964年3月17日生	1989年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 1993年3月 公認会計士登録 2004年12月 税理士登録 2005年2月 嶋田薫公認会計士税理士事務所所長（現任） 2019年6月 当社監査役（現任）	(注) 5	—
計					781

- (注) 1. 取締役堀井昌弘、マーチン・ハーマン、水野久美子は、社外取締役であります。
2. 監査役津田尚廣、嶋田薫は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から1年間であります。
4. 監査役南山芳毅の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年間であります。
5. 監査役林修一、津田尚廣、嶋田薫の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年間であります。
6. 当社は法令に定める監査役員の数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者1名を選任しております。監査役補欠者の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
峯 本 耕 治	1959年5月18日生	1990年4月 弁護士登録 1990年4月 長野総合法律事務所入所（現任） 2011年6月 株式会社関西アーバン銀行（現株式会社関西みらい銀行）社外監査役（現任）	—

- (注) 1. なお、峯本耕治は、社外監査役の要件を満たしております。
2. 監査役補欠者の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。
7. 当社では、取締役会の経営の意思決定及び業務監査機能と業務執行機能を分離明確化し、意思決定の迅速化及びコーポレートガバナンス体制の強化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。執行役員は、13名で以下の通り構成されています。

役名	氏名	職名
執行役員社長	岡田 敏夫	代表取締役社長 全般統括

役名	氏名	職名
専務執行役員	能村 宏	代表取締役専務 全般統括兼営業担当
常務執行役員	山本 毅彦	取締役 生産・技術・購買担当兼商品企画統括部長
常務執行役員	村中 正人	取締役 営業推進兼市場開拓担当
常務執行役員	脇川 和則	取締役 業務企画担当
常務執行役員	田畑 勝志	取締役 営業部門担当
上席執行役員	花井 直樹	東日本事業部長兼東京ビル建支店長
上席執行役員	楠本 良治	西日本事業部長
上席執行役員	松澤 慎治	関西事業部長
上席執行役員	野中 真也	経営企画統括部長
執行役員	村瀬 厚司	生産事業部長
執行役員	西影 憲介	業務企画統括部長兼業務企画部長
執行役員	奥野 貴史	メンテ事業部長兼東日本メンテサービス支店長

(注) 執行役員の任期は就任後1年以内の指定された日までであります。

② 社外役員の状況

当社は社外取締役として、堀井昌弘氏、マーチン・ハーマン氏、水野久美子氏の3名を選任しております。

社外取締役堀井昌弘氏、水野久美子氏とは人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。また、堀井昌弘氏、水野久美子氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

堀井昌弘氏は、さくら法律事務所の代表弁護士であります。当該事務所と当社とは人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。水野久美子氏は、水野会計事務所の所長であります。当該事務所と当社とは人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。なお、マーチン・ハーマン氏は、当社の大株主であるハーマン・ベタイリグングスGmbHの業務執行者であります。ハーマン・ベタイリグングスGmbHは当社の大株主であり、同じグループのハーマンKGと当社は業務提携を締結しています。

当社の社外監査役は2名選任しており、津田尚廣氏は、弁護士としての専門的見地より、嶋田薫氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当な知見をもって企業経営全般における高い見地からの発言より当社の企業統治における重要な役割と機能を果たしております。

津田尚廣氏は、弁護士法人なにわ橋法律事務所の代表社員であり、弁護士法人なにわ橋法律事務所は当社と法律顧問契約を締結しております。嶋田薫氏は、嶋田薫公認会計士税理士事務所の所長であります。それ以外は人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。

津田尚廣氏は、株式会社ユーシン精機の社外監査役ですが、当該会社と当社とは人的関係、資本関係または取引関係その他の利害関係はありません。

また、社外監査役と内部監査・会計監査及び内部統制の連携につきましては「③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりであります。

当社におきましては、社外取締役、社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準は特に制定しておりませんが、方針といたしましては、東京証券取引所における独立性に関する判断基準をもとに一般株主と利益相反が生じる恐れのない方を選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

内部監査は企業品質統括部業務監査部に2名を配置し、「内部監査規程」に基づき全部署を関係会社も含め定期的に監査しております。監査内容につきましては各部署に還元して業務の改善を図るとともに、監査役会にも報告されております。

監査役は監査役会の定める「監査役監査基準」に従い取締役の職務執行状況等を監査しております。各部署に対しても監査役単独あるいは企業品質統括部業務監査部と緊密な連携を取り、効率的な監査を実施しております。さらに、必要に応じて会計監査人の監査等に立会い、緊密な連携のもとに監査を行い、監査結果等について情報交換を行っております。

なお、監査役4名のうち、社外監査役である嶋田薫氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会計監査につきましては、内部監査、監査役監査に加え会計監査人の会計監査の実施のもと、情報交換等を通じて問題点を共有化し透明性の高い公正な監査を実施できる体制づくりに努めます。

また、内部統制の整備・運用状況につきましては、業務監査部から監査役に報告し、情報交換及び意見交換等を通じ監査の実効性の向上を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会規則及び監査役監査基準を指針とした監査方針に従い、取締役の職務執行状況等を監査しております。各部署に対しても監査役単独あるいは企業品質統括部と緊密な連携を取り、効率的な監査を実施しております。さらに、必要に応じて会計監査人の監査等に立会い、緊密な連携のもと監査を行い、監査結果等について情報交換を行っております。

監査役会は常勤監査役2名、社外監査役2名の計4名で構成しております。

常勤監査役である南山芳毅は、1980年入社以来、設計、技術、生産、営業推進部門等に従事し、また、林修一は1983年入社以来、営業、生産、コンプライアンス部門等に従事し、ともに幅広い業務に精通しております。また、社外監査役である津田尚廣氏は弁護士としての資格を有し、嶋田薫氏は公認会計士の資格を有しており、それぞれ法律ならびに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査役会は10回（四半期に1回は定期）開催され、各監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
南山 芳毅	10回	10回
林 修一	10回	10回
津田 尚廣	10回	10回
嶋田 薫	10回	10回

監査役会における主な検討事項として、監査計画・監査業務分担、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の品質管理体制と会計監査活動の評価・報酬・再任の妥当性などを審議しております。

常勤監査役の主な活動状況として、重要な会議（取締役会・経営会議・その他重要会議）の出席、代表取締役、取締役との意見交換、会計監査人との会合、内部監査部門との連携、各事業所往査、重要書類の閲覧などの監査を実施しております。

社外監査役の主な活動状況として、重要な会議（取締役会）の出席、代表取締役、取締役との意見交換、会計監査人との会合の他、監査役会、取締役会での意見表明を実施しております。

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、企業品質統括部業務監査部に2名を配置し、「内部監査規程」に基づき全部署を関係会社も含め定期的に監査しております。監査内容につきましては各部署に還元して業務の改善を図るとともに、監査役会にも報告されております。

会計監査につきましては、内部監査、監査役監査に加え会計監査人の会計監査の実施のもと、情報交換等を通じて問題点を共有化し透明性の高い公正な監査を実施できる体制づくりに努めます。

また、内部統制の整備・運用状況につきましては、業務監査部から監査役に報告し、情報交換及び意見交換等を通じ監査の実効性の向上を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

栄監査法人

b. 継続監査期間

38年間

上記は、栄監査法人が監査を実施した期間について記載したものです。

それ以前の個人事務所が監査を実施していた期間の調査が著しく困難なため、継続監査期間は上記年数を超えている可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

玉置 浩一

清水 章夫

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

栄監査法人が、当社の会計監査人に必要とされる品質管理体制、独立性、専門性、当社の事業活動に対する理解に基づき監査する体制を有していることなどを総合的に勘案し、適任と判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、年4回開催の監査役会における四半期レビューの結果報告並びに期末財務諸表監査及び内部統制監査の結果報告を受けて、総合的に判断をしております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	31,500	—	32,000	2,000
連結子会社	—	—	—	—
計	31,500	—	32,000	2,000

当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」導入に係る助言業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等（監査法人）に対する報酬の決定においては、当社の事業の規模、特性、監査日数等を総合的に勘案して決定しております。

なお、前連結会計年度から方針の変更はありません。

また、当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえて、検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかについて必要な検証を行った上で、監査報酬額が会計監査人が監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断したことによるものです。

（４）【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の金銭報酬の額は、1991年6月12日開催の定時株主総会において月額35百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。監査役の金銭報酬の額は、1991年6月12日開催の定時株主総会において月額10百万円以内と決議しております。

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、当社グループの経営方針に基づき、役員が中長期的に業績を発展させ、企業価値の最大化に資するように考慮しております。これに従い、業績、役位、職責等を総合的に勘案し、株主総会で承認された報酬枠内において取締役の報酬はその額及び配分を取締役会において決定しております。またその内訳は、定額制で固定給部分のみとなっておりますが、その固定給部分については前年度の業績を反映させた報酬となっております。業績連動報酬、非金銭報酬等については支給していません。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等については、2020年6月25日開催の取締役会で取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。指名報酬委員会は、取締役会からの諮問に基づき、取締役の報酬等に関し審議をし、答申を行うものであります。

俸額の決定については、取締役会決議によって定められた「役員報酬内規」にあらかじめ規定されております。俸額決定の指標は、職責に応じた役位毎の固定の金銭報酬となっており、フロー収益を重視する目的から

当期純利益及び経常利益の期初目標達成率としており、その評価によって役職毎の俸額が決定されます。報酬については毎年7月1日を改定時期としております。

社外取締役の報酬は、経営に対する独立性の強化を重視し、期初目標達成率を使用しない固定報酬のみ支給しております。

監査役の報酬は、監査役の協議において決定しております。

② 役員の区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	138,010	138,010	—	—	—	7
監査役 (社外監査役を除く)	27,513	27,513	—	—	—	2
社外役員	19,800	19,800	—	—	—	5

(注) 上記区分において、社外役員5名は3名が社外取締役、及び2名は社外監査役であります。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的以外の目的で保有する株式は、お客様や取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となるものを対象としています。発行会社の株式を保有する結果として当社の企業価値を高め、当社株主の利益につながると考える場合において、このような株式を保有する方針としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有株式の検証にあたっては、毎年、保有株式ごとに保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか及び中長期的な関係維持、取引拡大等の保有目的に沿っているかを基に精査しております。当事業年度においては、この精査の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しており、今後の状況の変化に応じて保有の妥当性が認められないと考える場合には、縮減するなど見直しをしております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	4	12,393
非上場株式以外の株式	4	52,436

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	2	3	配当による株式再投資によるもの

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
(株)タクマ	12,500	12,500	（保有目的）同社からの受注促進、新製品の共同開発等の促進を図るため	無
	29,962	15,025		
愛知電機(株)	8,000	8,000	（保有目的）主要材料調達取引を行っており、同社との良好な関係の維持、強化を図るため	有
	22,312	15,456		
(株)エディオン	114	111	（保有目的）安定的な営業取引関係の維持、強化を図るため （株式数が増加した理由）配当金再投資	無
	142	99		
(株)安藤・間	22	21	（保有目的）安定的な営業取引関係の維持、強化を図るため （株式数が増加した理由）配当金再投資	無
	19	15		

※ 特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であります。保有の合理性は、保有目的、取引状況等を総合的に勘案し、検証しております。

- ③ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、栄監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また同機構が行う「『有価証券報告書の作成要領』の改正点」のセミナー等へ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,278,908	2,236,504
受取手形及び売掛金	4,856,926	4,412,689
電子記録債権	1,137,147	1,111,957
仕掛品	※ 3 1,023,488	※ 3 1,033,203
原材料及び貯蔵品	945,247	985,712
その他	367,284	281,429
貸倒引当金	△6,231	△5,822
流動資産合計	10,602,771	10,055,674
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,999,514	7,075,502
減価償却累計額	※ 6 △5,550,571	※ 6 △5,695,740
建物及び構築物（純額）	※ 1 1,448,942	※ 1 1,379,762
機械装置及び運搬具	3,225,073	3,192,733
減価償却累計額	△3,154,759	△3,117,568
機械装置及び運搬具（純額）	70,313	75,164
工具、器具及び備品	1,013,457	1,008,118
減価償却累計額	△941,309	△936,322
工具、器具及び備品（純額）	72,148	71,795
土地	※ 1 3,557,343	※ 1 3,557,343
リース資産	1,208,797	1,332,784
減価償却累計額	△825,121	△948,038
リース資産（純額）	383,676	384,745
有形固定資産合計	5,532,425	5,468,812
無形固定資産		
電話加入権	24,097	24,097
リース資産	261,852	186,033
その他	15,294	16,638
無形固定資産合計	301,243	226,770
投資その他の資産		
投資有価証券	42,988	64,829
退職給付に係る資産	420,505	672,063
繰延税金資産	187,650	88,775
その他	264,704	234,409
貸倒引当金	△3,813	△191
投資その他の資産合計	912,035	1,059,884
固定資産合計	6,745,704	6,755,467
資産合計	17,348,476	16,811,141

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,075,983	3,583,019
短期借入金	※2 900,000	※2 900,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 821,000	※1 2,291,040
リース債務	238,334	189,337
未払金	574,802	521,740
未払法人税等	226,097	49,547
賞与引当金	397,192	358,003
工事損失引当金	65,171	102,696
その他	587,920	473,157
流動負債合計	7,886,503	8,468,541
固定負債		
長期借入金	※1 2,132,840	※1 652,800
リース債務	471,245	443,514
長期未払金	60,923	32,826
退職給付に係る負債	32,417	29,408
固定負債合計	2,697,426	1,158,548
負債合計	10,583,929	9,627,090
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,024,213	2,024,213
資本剰余金	186,000	186,000
利益剰余金	4,750,580	4,994,034
自己株式	△47,127	△47,611
株主資本合計	6,913,666	7,156,637
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,690	20,848
退職給付に係る調整累計額	△154,809	6,564
その他の包括利益累計額合計	△149,119	27,413
純資産合計	6,764,546	7,184,051
負債純資産合計	17,348,476	16,811,141

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	22,505,784	19,714,275
売上原価	※2,※3 16,818,827	※2,※3 14,929,570
売上総利益	5,686,956	4,784,705
販売費及び一般管理費	※1,※2 4,410,191	※1,※2 4,166,908
営業利益	1,276,764	617,796
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,690	1,885
保険配当金	13,121	14,218
保険解約返戻金	6,705	21,025
雇用調整助成金	—	28,393
その他	27,205	15,687
営業外収益合計	48,722	81,210
営業外費用		
支払利息	62,631	64,315
シンジケートローン手数料	28,774	39,103
その他	18,173	17,805
営業外費用合計	109,579	121,225
経常利益	1,215,907	577,782
特別利益		
受取補償金	※4 30,000	—
課徴金還付額	—	59,236
特別利益合計	30,000	59,236
税金等調整前当期純利益	1,245,907	637,018
法人税、住民税及び事業税	418,028	195,022
法人税等調整額	39,786	21,111
法人税等合計	457,814	216,134
当期純利益	788,093	420,884
親会社株主に帰属する当期純利益	788,093	420,884

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	788,093	420,884
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△4,920	15,158
退職給付に係る調整額	△106,852	161,374
その他の包括利益合計	※1 △111,773	※1 176,533
包括利益	676,320	597,417
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	676,320	597,417
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,024,213	186,000	4,089,237	△46,598	6,252,853
当期変動額					
剰余金の配当			△126,750		△126,750
親会社株主に帰属する当期純利益			788,093		788,093
自己株式の取得				△529	△529
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	661,342	△529	660,813
当期末残高	2,024,213	186,000	4,750,580	△47,127	6,913,666

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	10,610	△47,956	△37,346	6,215,506
当期変動額				
剰余金の配当				△126,750
親会社株主に帰属する当期純利益				788,093
自己株式の取得				△529
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,920	△106,852	△111,773	△111,773
当期変動額合計	△4,920	△106,852	△111,773	549,039
当期末残高	5,690	△154,809	△149,119	6,764,546

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,024,213	186,000	4,750,580	△47,127	6,913,666
当期変動額					
剰余金の配当			△177,429		△177,429
親会社株主に帰属する当期純利益			420,884		420,884
自己株式の取得				△483	△483
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	243,454	△483	242,971
当期末残高	2,024,213	186,000	4,994,034	△47,611	7,156,637

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	5,690	△154,809	△149,119	6,764,546
当期変動額				
剰余金の配当				△177,429
親会社株主に帰属する当期純利益				420,884
自己株式の取得				△483
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15,158	161,374	176,533	176,533
当期変動額合計	15,158	161,374	176,533	419,504
当期末残高	20,848	6,564	27,413	7,184,051

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,245,907	637,018
減価償却費	433,580	422,590
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△933	△4,031
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△491	△3,009
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△38,816	△36,165
賞与引当金の増減額 (△は減少)	23,808	△39,189
工事損失引当金の増減額 (△は減少)	△45,470	37,525
製品改修引当金の増減額 (△は減少)	△11,188	—
受取利息及び受取配当金	△1,690	△1,885
雇用調整助成金	—	△28,393
支払利息	62,631	64,315
シンジケートローン手数料	28,774	39,103
受取補償金	△30,000	—
課徴金還付額	—	△59,236
売上債権の増減額 (△は増加)	11,832	473,048
たな卸資産の増減額 (△は増加)	16,477	△50,180
仕入債務の増減額 (△は減少)	△738,263	△492,964
前受金の増減額 (△は減少)	13,459	20,798
前払費用の増減額 (△は増加)	△4,179	20,866
未収入金の増減額 (△は増加)	178,899	92,101
その他	△36,598	△205,476
小計	1,107,737	886,836
利息及び配当金の受取額	1,690	1,885
雇用調整助成金の受取額	—	8,205
利息の支払額	△63,034	△64,688
補償金の受取額	30,000	—
課徴金還付の受取額	—	59,236
法人税等の支払額	△557,360	△361,200
営業活動によるキャッシュ・フロー	519,034	530,274
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△15,403	△3
固定資産の取得による支出	△77,890	△131,164
貸付けによる支出	△3,558	△4,350
貸付金の回収による収入	2,477	2,045
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△1,660	9,527
投資活動によるキャッシュ・フロー	△96,034	△123,945
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	845,000
長期借入金の返済による支出	△195,300	△855,000
シンジケートローン手数料の支払額	△4,898	△28,498
リース債務の返済による支出	△243,905	△233,379
自己株式の取得による支出	△529	△483
配当金の支払額	△125,791	△176,372
財務活動によるキャッシュ・フロー	△570,424	△448,733
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△147,424	△42,404
現金及び現金同等物の期首残高	2,426,333	2,278,908
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,278,908	※1 2,236,504

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

連結子会社 1社

南東洋シャッター株式会社

2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。

時価のないもの

総平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

a 2007年3月31日以前に取得したもの

主として旧定額法を採用しております。

b 2007年4月1日以後に取得したもの

主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～65年

機械装置及び運搬具 2～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 工事損失引当金

請負工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約（但し、工期のごく短いものは除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。また、金利通貨スワップについて一体処理(特例処理、振当処理)の要件を充たしている場合は、一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金

③ ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規則」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金および預入日から3か月以内に満期日が到来する随時引出し可能な預金であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(重要な会計上の見積り)

工事進行基準

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

工事進行基準による売上高 2,008,040千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、シャッター製品、スチールドア製品の販売にあたっては、当該製品が使用される建設現場への施工も合わせて請け負い、工事契約を締結する場合があります。これらの工事契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの（但し、工期のごく短いものは除く）については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。工事進行基準の適用においては、当事者間で合意された実質的な取引の単位に基づいて、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて収益を認識しております。

②主要な仮定

工事原価総額の見積りは、工事進行基準による売上高の計上に関して、収益及び損益の額に影響を与えます。工事原価総額の見積りは当初は、見積作成時点で入手可能な情報に基づき、施工条件、資機材価格、作業効率等の仮定を設定し、工事の完了までに必要となる各工程の原価を詳細に見積ることによって、工事原価総額を見積ります。

また、当社の請け負う施工は、建設現場全体の工程のなかで比較的に後工程に属するため、当該契約を取り巻く事情の変化により、設計内容の変更や施工現場の環境の変化等も起こり得ます。このため、工事着手後（当該工事案件に使用する製品の製造開始も含む）は、工事案件ごとに、実際の発生原価を管理し、工事仕様の追加・変更を含め、状況の変化による工事内容の変更について、適時・適切に工事原価総額の見直しを行っております。

③翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

発注者との交渉の状況により工事収益総額が変動した場合や想定していなかった原価の発生等により工事原価総額が変動した場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、区分掲記して表示しておりました「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取保険金」に表示していた12,862千円は、「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払費用の増減額」及び「その他」に含まれていた「シンジケートローン手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払費用の増減額」24,096千円、「その他」△36,100千円は、「シンジケートローン手数料」28,774千円、「前払費用の増減額」△4,179千円、「その他」△36,598千円として組替えております。

前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれていた「シンジケートローン手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」△4,898千円は、「シンジケートローン手数料の支払額」△4,898千円として組替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(財務制限条項について)

1年内返済予定の長期借入金の一部(金銭消費貸借契約による借入残高2,000,000千円)について財務制限条項がついております。当該条項は以下の通りであります。

- ・2019年3月期決算以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を2018年3月末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。なお、「純資産の部の金額」とは、連結貸借対照表の純資産の部の金額に退職給付会計基準の改正に伴う連結貸借対照表の純資産の部の減少金額を加えた金額とする。
- ・2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各連結会計年度における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、これに関する最初の判定は、2020年3月期決算及びその直前の期の決算を対象として行われる。

長期借入金の一部(金銭消費貸借契約による借入残高645,000千円)について財務制限条項がついております。当該条項は以下の通りであります。

- ・2021年3月期決算以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を2020年3月末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。なお、「純資産の部の金額」とは、連結貸借対照表の純資産の部の金額に退職給付会計基準の改正に伴う連結貸借対照表の純資産の部の減少金額を加えた金額とする。
- ・2021年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各連結会計年度における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、これに関する最初の判定は、2022年3月期決算及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保提供資産

固定資産のうち、下記工場財団は借入金（前連結会計年度2,000,000千円、当連結会計年度2,000,000千円）に対し抵当権が設定されております。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
土地	3,556,879千円	3,556,879千円
建物及び構築物	1,223,035	1,186,686
計	4,779,914	4,743,566

※2 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

提出会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行と当座貸越契約、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	2,940,000千円	2,940,000千円
借入実行残高	900,000	900,000
差引額	2,040,000	2,040,000

※3 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
仕掛品	12,060千円	10,755千円

4 受取手形割引高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
受取手形割引高	301,286千円	一千円

5 電子記録債権割引高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
電子記録債権割引高	一千円	300,764千円

※6 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主なもの

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸倒引当金繰入額	4,080千円	587千円
賞与引当金繰入額	226,001	201,195
給料手当	1,689,326	1,695,977
従業員賞与	338,385	243,607
退職給付費用	47,788	51,601
法定福利費	376,249	367,080
減価償却費	122,156	105,210
旅費交通費	189,978	142,186
賃借料	398,237	404,702

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	235,230千円	218,181千円

※3 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	65,171千円	102,696千円

※4 前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の特別利益に計上しております「受取補償金」は、過去に製造販売しました製品の改修に関する取引先からの補償金であります。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△7,088千円	21,836千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△7,088	21,836
税効果額	2,167	△6,677
その他有価証券評価差額金	△4,920	15,158
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△163,578	215,391
組替調整額	9,656	17,069
税効果調整前	△153,922	232,461
税効果額	47,069	△71,086
退職給付に係る調整額	△106,852	161,374
その他の包括利益合計	△111,773	176,533

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	6,387	—	—	6,387
合計(千株)	6,387	—	—	6,387

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	49,580	766	—	50,346
合計(株)	49,580	766	—	50,346

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 766株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通株式	126,750	利益剰余金	20	2019年3月31日	2019年6月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月11日 取締役会	普通株式	177,429	利益剰余金	28	2020年3月31日	2020年6月10日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	6,387	—	—	6,387
合計(千株)	6,387	—	—	6,387

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	50,346	694	—	51,040
合計(株)	50,346	694	—	51,040

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 694株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月11日 取締役会	普通株式	177,429	利益剰余金	28	2020年3月31日	2020年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月11日 取締役会	普通株式	95,041	利益剰余金	15	2021年3月31日	2021年6月9日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	2,278,908千円	2,236,504千円
現金及び現金同等物	2,278,908	2,236,504

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	163,513千円	156,650千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

生産設備（工具）等であります。

(イ) 無形固定資産

基幹システム、設計に係るソフトウェア等であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年内	41,040	58,545
1年超	214,980	270,722
合計	256,020	329,267

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

また、資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権については、顧客の信用リスクを有しておりますが、企業品質統括部業務監査部が与信管理規程に従ってリスク管理を行い、定期的な信用状況の把握によりリスクの低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、1年以内の支払期日となっております。

投資有価証券は、そのほとんどが業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。支払利息は短期間で市場金利を反映する変動金利を含んでおり、金利の変動リスクを有しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての借入金に係る為替の変動リスク及び支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利通貨スワップ取引であります。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3 会計方針に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」」をご参照ください。

なお、営業債務や借入金については、経営企画統括部経理部が月次に資金繰計画を作成・更新するとともに、適正な手元流動性を確保することにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	2,278,908	2,278,908	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,856,926	4,856,926	—
(3) 電子記録債権	1,137,147	1,137,147	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	30,595	30,595	—
(5) 支払手形及び買掛金	(4,075,983)	(4,075,983)	—
(6) 短期借入金	(900,000)	(900,000)	—
(7) 長期借入金	(2,953,840)	(2,953,916)	76

（※） 負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	2,236,504	2,236,504	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,412,689	4,412,689	—
(3) 電子記録債権	1,111,957	1,111,957	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	52,436	52,436	—
(5) 支払手形及び買掛金	(3,583,019)	(3,583,019)	—
(6) 短期借入金	(900,000)	(900,000)	—
(7) 長期借入金	(2,943,840)	(2,943,844)	4

（※） 負債に計上されているものは、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利通貨スワップの一体処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	12,393	12,393

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

（単位：千円）

	1年内
現金及び預金	2,278,908
受取手形及び売掛金	4,856,926
電子記録債権	1,137,147
合計	8,272,983

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

	1 年内
現金及び預金	2,236,504
受取手形及び売掛金	4,412,689
電子記録債権	1,111,957
合計	7,761,151

(注4) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	900,000	—	—	—	—	—
長期借入金	821,000	2,121,240	11,600	—	—	—
合計	1,721,000	2,121,240	11,600	—	—	—

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
短期借入金	900,000	—	—	—	—	—
長期借入金	2,291,040	181,400	166,400	173,200	131,800	—
合計	3,191,040	181,400	166,400	173,200	131,800	—

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	15,570	6,999	8,571
	小計	15,570	6,999	8,571
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	15,025	15,399	△374
	小計	15,025	15,399	△374
合計		30,595	22,399	8,196

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 12,393千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	52,436	22,403	30,032
	小計	52,436	22,403	30,032
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		52,436	22,403	30,032

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 12,393千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利通貨スワップの 一体処理(特例処 理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 (受取円・支払米ドル) (変動受取・固定支払)	長期借入金	100,840	100,840	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利通貨スワップの 一体処理(特例処 理・振当処理)	金利通貨スワップ取引 (受取円・支払米ドル) (変動受取・固定支払)	長期借入金	100,840	—	(注)

(注) 金利通貨スワップの一体処理(特例処理・振当処理)によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付年金制度では、ポイント制に基づいた一時金又は年金を支給します。

また、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を適用しております。

なお、当社は、2015年4月に確定給付年金制度の一部について、確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,933,602千円	1,950,210千円
勤務費用	92,276	92,699
利息費用	7,773	7,839
数理計算上の差異の発生額	10,536	5,803
退職給付の支払額	△93,977	△86,642
退職給付債務の期末残高	1,950,210	1,969,911

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 ((3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	2,478,870千円	2,370,716千円
期待運用収益	74,366	71,121
数理計算上の差異の発生額	△153,041	221,195
事業主からの拠出額	64,499	65,584
退職給付の支払額	△93,977	△86,642
年金資産の期末残高	2,370,716	2,641,974

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	32,909千円	32,417千円
退職給付費用	5,539	4,313
制度への拠出額	△6,031	△7,322
退職給付に係る負債の期末残高	32,417	29,408

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,049,447千円	2,068,504千円
年金資産	△2,437,535	△2,711,159
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△388,088	△642,654
退職給付に係る負債	32,417	29,408
退職給付に係る資産	△420,505	△672,063
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△388,088	△642,654

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	92,276千円	92,699千円
利息費用	7,773	7,839
期待運用収益	△74,366	△71,121
数理計算上の差異の費用処理額	9,656	17,069
簡便法で計算した退職給付費用	5,539	4,313
確定給付制度に係る退職給付費用	40,879	50,801

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	153,922千円	△232,461千円
合計	153,922	△232,461

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	223,004千円	△9,456千円
合計	223,004	△9,456

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	67%	61%
株式	24	31
現金及び預金	4	3
その他	5	5
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.402%	0.402%
長期期待運用収益率	3.0%	3.0%
予想昇給率	2.24%	2.24%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度67,133千円、当連結会計年度68,606千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	6,099千円	8,296千円
賞与引当金	140,165	126,173
退職給付に係る負債	10,888	9,875
貸倒引当金	3,071	1,839
工事損失引当金	19,929	31,404
減損損失	296,959	292,787
未払事業税	11,854	7,506
未払金	24,105	14,631
未払費用	2,183	7,658
その他	5,689	5,390
繰延税金資産小計	520,946	505,563
評価性引当額	△202,198	△202,087
繰延税金資産合計	318,747	303,476
繰延税金負債		
退職給付に係る資産	△128,590	△205,516
その他有価証券評価差額金	△2,506	△9,184
繰延税金負債合計	△131,097	△214,700
繰延税金資産の純額	187,650	88,775

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.58%	30.58%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.83	0.72
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△1.99
住民税均等割等	3.63	7.10
評価性引当額の増減	1.22	△0.02
税額控除	△0.23	△0.31
その他	0.71	△2.15
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.74	33.93

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）及び当連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

当社の報告セグメントは単一でありますので、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

連結損益計算書において固定資産の減損損失は計上しておりません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

連結損益計算書において固定資産の減損損失は計上しておりません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

連結損益計算書においてのれんの償却額及び未償却残高は計上しておりません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

連結損益計算書においてのれんの償却額及び未償却残高は計上しておりません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

連結損益計算書において負ののれん発生益は計上しておりません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

連結損益計算書において負ののれん発生益は計上しておりません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	Hörmann Beijing Trading Co., Ltd.	中国 北京市	10,000千円	金属製品製造販売	—	役員の兼任	シャッター商品及び材料の仕入	305,359	買掛金	38,868
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	Hörmann KG Verkaufs gesellschaft	ドイツ シュタインハーゲン	1,687千ユーロ	金属製品製造販売	—	役員の兼任	技術情報の受領	40,608	その他（投資その他の資産）	34,688

当連結会計年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	Hörmann Beijing Trading Co., Ltd.	中国 北京市	10,000千円	金属製品製造販売	—	役員の兼任	シャッター商品及び材料の仕入等	108,402	買掛金	41,545
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	Hörmann KG Verkaufs gesellschaft	ドイツ シュタインハーゲン	1,687千ユーロ	金属製品製造販売	—	役員の兼任	技術情報の受領	23,548	その他（投資その他の資産）	28,268

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

2 親会社または重要な関連会社に関する注記

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	1,067.51円	1,133.83円
1株当たり当期純利益	124.36円	66.42円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	788,093	420,884
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	788,093	420,884
普通株式の期中平均株式数(株)	6,337,110	6,336,386

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	900,000	900,000	1.470	—
1年以内に返済予定の長期借入金	821,000	2,291,040	1.072	—
1年以内に返済予定のリース債務	238,334	189,337	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	2,132,840	652,800	0.915	2022年～2026年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	471,245	443,514	—	2022年～2028年
合計	4,563,420	4,476,691	—	—

(注) 1 「平均利率」については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

2 長期借入金及びリース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後５年以内における１年ごとの返済予定額の総額

区分	１年超２年以内 （千円）	２年超３年以内 （千円）	３年超４年以内 （千円）	４年超５年以内 （千円）
長期借入金	181,400	166,400	173,200	131,800
リース債務	161,675	108,422	69,537	35,018

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

1. 当連結会計年度における四半期情報等

（累計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当連結会計年度
売上高（千円）	4,470,649	9,277,569	14,333,299	19,714,275
税金等調整前四半期（当期）純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）（千円）	△17,160	191,385	408,458	637,018
親会社株主に帰属する四半期（当期）純利益（千円）	931	140,469	278,878	420,884
１株当たり四半期（当期）純利益（円）	0.15	22.17	44.01	66.42

（会計期間）	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益（円）	0.15	22.02	21.84	22.41

2. 重要な訴訟事件等

当社は、2010年６月、公正取引委員会よりシャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第３条に違反する行為（全国価格カルテル、近畿地区受注調整）があるとして、２件の排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、課徴金を納付しました。

この排除措置命令及び課徴金納付命令について、2010年７月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、2020年８月に公正取引委員会から課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を受けました。

当社は本審決の内容を慎重に精査し検討しました結果、２件の排除措置命令及び課徴金納付命令のうち全国価格カルテルについて、当社の審判請求を棄却した本審決を不服として、2020年９月に東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起いたしました。また、近畿地区受注調整については審決取消訴訟を提起しないことを決定いたしました。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 3 月31 日)	当事業年度 (2021年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,233,166	2,197,466
受取手形	720,437	762,096
売掛金	4,136,489	3,650,593
電子記録債権	1,137,147	1,111,957
仕掛品	1,024,378	1,034,512
原材料及び貯蔵品	945,247	985,712
前払費用	114,569	97,242
短期貸付金	77	3,378
未収入金	248,017	176,099
その他	4,496	4,533
貸倒引当金	△6,231	△5,822
流動資産合計	10,557,796	10,017,769
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,070,821	6,143,518
減価償却累計額	※6 △4,714,037	※6 △4,849,422
建物（純額）	※1 1,356,784	※1 1,294,095
構築物	926,993	930,285
減価償却累計額	※6 △834,867	※6 △844,643
構築物（純額）	※1 92,126	※1 85,642
機械及び装置	2,972,751	2,941,153
減価償却累計額	△2,906,306	△2,868,867
機械及び装置（純額）	66,444	72,285
車両運搬具	34,459	33,717
減価償却累計額	△32,526	△32,359
車両運搬具（純額）	1,933	1,358
工具、器具及び備品	984,793	979,453
減価償却累計額	△912,644	△907,658
工具、器具及び備品（純額）	72,148	71,795
土地	※1 3,557,343	※1 3,557,343
リース資産	1,208,797	1,332,784
減価償却累計額	△825,121	△948,038
リース資産（純額）	383,676	384,745
有形固定資産合計	5,530,456	5,467,266
無形固定資産		
特許権	2,545	3,780
電話加入権	23,804	23,804
ソフトウェア	12,748	12,858
リース資産	261,852	186,033
無形固定資産合計	300,950	226,477

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	42,988	64,829
関係会社株式	0	0
長期貸付金	2,602	1,606
破産更生債権等	3,811	190
差入保証金	138,531	139,341
事業保険積立金	51,455	38,853
長期前払費用	68,280	54,394
前払年金費用	643,509	662,606
繰延税金資産	115,858	89,317
その他	22	22
貸倒引当金	△3,813	△191
投資その他の資産合計	1,063,248	1,050,970
固定資産合計	6,894,656	6,744,714
資産合計	17,452,452	16,762,484
負債の部		
流動負債		
支払手形	3,191,064	2,835,184
買掛金	※2 894,714	※2 757,908
短期借入金	※3 900,000	※3 900,000
1年内返済予定の長期借入金	※1 821,000	※1 2,291,040
リース債務	238,334	189,337
未払金	573,982	521,740
未払費用	151,954	170,659
未払法人税等	226,006	49,365
未払消費税等	185,500	27,262
前受金	164,299	185,097
預り金	67,766	69,330
賞与引当金	385,466	351,950
工事損失引当金	65,171	102,696
設備関係支払手形	9,327	11,878
流動負債合計	7,874,588	8,463,450
固定負債		
長期借入金	※1 2,132,840	※1 652,800
リース債務	471,245	443,514
長期未払金	60,923	32,826
固定負債合計	2,665,008	1,129,140
負債合計	10,539,597	9,592,591

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,024,213	2,024,213
資本剰余金		
資本準備金	186,000	186,000
資本剰余金合計	186,000	186,000
利益剰余金		
利益準備金	181,922	199,665
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,562,156	4,786,775
利益剰余金合計	4,744,079	4,986,441
自己株式	△47,127	△47,611
株主資本合計	6,907,165	7,149,044
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,690	20,848
評価・換算差額等合計	5,690	20,848
純資産合計	6,912,855	7,169,892
負債純資産合計	17,452,452	16,762,484

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高		
製品売上高	22,505,784	19,714,275
売上高合計	22,505,784	19,714,275
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	—	—
当期製品製造原価	16,840,001	14,956,613
合計	16,840,001	14,956,613
製品期末たな卸高	—	—
製品売上原価	16,840,001	14,956,613
売上原価合計	16,840,001	14,956,613
売上総利益	5,665,782	4,757,661
販売費及び一般管理費	※1 4,375,404	※1 4,142,328
営業利益	1,290,377	615,333
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,687	1,883
保険配当金	13,121	14,218
保険解約返戻金	6,705	21,025
雇用調整助成金	—	28,393
雑収入	27,199	15,630
営業外収益合計	48,714	81,151
営業外費用		
支払利息	62,631	64,315
シンジケートローン手数料	28,774	39,103
雑損失	18,173	17,805
営業外費用合計	109,579	121,225
経常利益	1,229,512	575,260
特別利益		
受取補償金	※2 30,000	—
課徴金還付額	—	59,236
特別利益合計	30,000	59,236
税引前当期純利益	1,259,512	634,496
法人税、住民税及び事業税	417,845	194,840
法人税等調整額	30,743	19,863
法人税等合計	448,589	214,704
当期純利益	810,922	419,791

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		8,621,179	51.28	7,482,214	49.92
II 労務費		1,962,808	11.68	1,905,191	12.71
III 経費	※1	6,226,117	37.04	5,600,184	37.37
当期製造総費用		16,810,104	100.00	14,987,591	100.00
期首仕掛品たな卸高		1,078,754		1,024,378	
他勘定振替高	※2	24,478		20,843	
期末仕掛品たな卸高		1,024,378		1,034,512	
当期製品製造原価		16,840,001		14,956,613	

(脚注)

前事業年度	当事業年度
※1 このうち主なものは、外注費3,807,475千円、運送費1,293,274千円、減価償却費309,701千円であります。 ※2 他勘定振替高の内訳 研究費振替他 24,478千円 原価計算の方法 当社は単一製品を連続生産しているため、総合原価計算方法を採用しております。 原価計算期末に完成品換算量を計算し完成品総合原価と期末仕掛品原価を算定しております。	※1 このうち主なものは、外注費3,385,237千円、運送費1,011,090千円、減価償却費316,957千円であります。 ※2 他勘定振替高の内訳 研究費振替他 20,843千円 原価計算の方法 当社は単一製品を連続生産しているため、総合原価計算方法を採用しております。 原価計算期末に完成品換算量を計算し完成品総合原価と期末仕掛品原価を算定しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,024,213	186,000	186,000	169,247	3,890,659	4,059,907
当期変動額						
剰余金の配当				12,675	△139,425	△126,750
当期純利益					810,922	810,922
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	12,675	671,496	684,171
当期末残高	2,024,213	186,000	186,000	181,922	4,562,156	4,744,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△46,598	6,223,522	10,610	10,610	6,234,133
当期変動額					
剰余金の配当		△126,750			△126,750
当期純利益		810,922			810,922
自己株式の取得	△529	△529			△529
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△4,920	△4,920	△4,920
当期変動額合計	△529	683,642	△4,920	△4,920	678,721
当期末残高	△47,127	6,907,165	5,690	5,690	6,912,855

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計
当期首残高	2,024,213	186,000	186,000	181,922	4,562,156	4,744,079
当期変動額						
剰余金の配当				17,742	△195,172	△177,429
当期純利益					419,791	419,791
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）						—
当期変動額合計	—	—	—	17,742	224,619	242,362
当期末残高	2,024,213	186,000	186,000	199,665	4,786,775	4,986,441

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△47,127	6,907,165	5,690	5,690	6,912,855
当期変動額					
剰余金の配当		△177,429			△177,429
当期純利益		419,791			419,791
自己株式の取得	△483	△483			△483
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）		—	15,158	15,158	15,158
当期変動額合計	△483	241,878	15,158	15,158	257,037
当期末残高	△47,611	7,149,044	20,848	20,848	7,169,892

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。

② 時価のないもの

総平均法による原価法

2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品及び製品 移動平均法による原価法

(2) 仕掛品 移動平均法による原価法

(3) 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

a 2007年3月31日以前に取得したもの

旧定額法を採用しております。

b 2007年4月1日以後に取得したもの

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～65年

機械及び装置 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えて、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

請負工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

6 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（但し、工期のごく短いものは除く）については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。また、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合は、一体処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建借入金

(3)ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ管理規則」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップ及び一体処理によっている金利通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

(1)消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。貸借対照表において退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

(重要な会計上の見積り)

工事進行基準

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

工事進行基準による売上高 2,008,040千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）工事進行基準（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」の内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、区分掲記して表示しておりました「受取保険金」（当事業年度は1,553千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より営業外収益の「雑収入」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「受取保険金」に表示していた12,862千円は、「雑収入」として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(財務制限条項について)

1年内返済予定の長期借入金の一部(金銭消費貸借契約による借入残高2,000,000千円)について財務制限条項がついております。当該条項は以下の通りであります。

- ・2019年3月期決算以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を2018年3月末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の80%以上に維持すること。なお、「純資産の部の金額」とは、連結貸借対照表の純資産の部の金額に退職給付会計基準の改正に伴う連結貸借対照表の純資産の部の減少金額を加えた金額とする。
- ・2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各連結会計年度における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、これに関する最初の判定は、2020年3月期決算及びその直前の期の決算を対象として行われる。

長期借入金の一部(金銭消費貸借契約による借入残高645,000千円)について財務制限条項がついております。当該条項は以下の通りであります。

- ・2021年3月期決算以降、各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を2020年3月末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。なお、「純資産の部の金額」とは、連結貸借対照表の純資産の部の金額に退職給付会計基準の改正に伴う連結貸借対照表の純資産の部の減少金額を加えた金額とする。
- ・2021年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各連結会計年度における連結損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、これに関する最初の判定は、2022年3月期決算及びその直前の期の決算を対象として行われる。

(貸借対照表関係)

※1 担保提供資産

固定資産のうち、下記工場財団は借入金(前事業年度2,000,000千円、当事業年度2,000,000千円)に対し抵当権が設定されております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
土地	3,556,879千円	3,556,879千円
建物	1,180,703	1,147,789
構築物	42,332	38,896
計	4,779,914	4,743,566

※2 関係会社に係る注記

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
買掛金	9,795千円	10,073千円

※3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行12行と当座貸越契約、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及びコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	2,940,000千円	2,940,000千円
借入実行残高	900,000	900,000
差引額	2,040,000	2,040,000

4 受取手形割引高

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
受取手形割引高	301,286千円	－千円

5 電子記録債権割引高

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
電子記録債権割引高	－千円	300,764千円

※6 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46%、当事業年度46%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54%、当事業年度54%であります。

主要な費用及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
貸倒引当金繰入額	4,080千円	587千円
賞与引当金繰入額	222,547	200,006
給料手当	1,670,045	1,679,621
従業員賞与	333,611	241,944
法定福利費	371,731	364,027
退職給付費用	46,403	50,523
減価償却費	122,148	105,210
租税公課	100,909	80,563
旅費交通費	189,978	142,186
賃借料	398,237	404,702

※2 前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の特別利益に計上しております「受取補償金」は、過去に製造販売しました製品の改修に関する取引先からの補償金であります。

(有価証券関係)

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式(貸借対照表計上額は0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、記載しておりません。	子会社株式(貸借対照表計上額は0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	135,615千円	123,824千円
貸倒引当金	3,071	1,839
工事損失引当金	19,929	31,404
減損損失	296,959	292,787
未払事業税	11,810	7,506
未払金	24,105	14,631
未払費用	2,183	7,658
その他	5,390	5,390
繰延税金資産小計	499,066	485,042
評価性引当額	△183,915	△183,915
繰延税金資産合計	315,150	301,126
繰延税金負債		
前払年金費用	△196,785	△202,625
その他有価証券評価差額金	△2,506	△9,184
繰延税金負債合計	△199,291	△211,809
繰延税金資産の純額	115,858	89,317

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.58%	30.58%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.82	0.73
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△2.00
住民税均等割等	3.58	7.10
税額控除	△0.23	△0.32
その他	0.87	△2.25
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.62	33.84

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却累計額 又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	6,070,821	74,709	2,013	6,143,518	4,849,422 (373,485)	137,398	1,294,095
構築物	926,993	3,291	-	930,285	844,643 (27,449)	9,776	85,642
機械及び装置	2,972,751	23,822	55,421	2,941,153	2,868,867	17,892	72,285
車両運搬具	34,459	658	1,400	33,717	32,359	1,233	1,358
工具、器具及び備品	984,793	17,158	22,497	979,453	907,658	17,352	71,795
土地	3,557,343	-	-	3,557,343	-	-	3,557,343
リース資産	1,208,797	123,986	-	1,332,784	948,038	122,917	384,745
有形固定資産計	15,755,960	243,628	81,331	15,918,256	10,450,989 (400,934)	306,570	5,467,266
無形固定資産							
特許権	9,997	1,810	3,280	8,527	4,746	575	3,780
電話加入権	23,804	-	-	23,804	-	-	23,804
ソフトウェア	37,512	5,450	-	42,962	30,104	5,340	12,858
リース資産	748,908	32,664	-	781,572	595,538	108,482	186,033
無形固定資産計	820,222	39,924	3,280	856,866	630,389	114,398	226,477
長期前払費用	174,839	15,518	1,421	188,936	134,542	28,670	54,394

(注) 1. 「減価償却累計額又は償却累計額」欄の()内は内書きで、減損損失累計額であります。

2. 有形固定資産のリース資産の「当期増加額」欄の主な内訳は、奈良工場のシャッター成型機53,200千円であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,045	587	4,619	-	6,013
賞与引当金	385,466	351,950	385,466	-	351,950
工事損失引当金	65,171	102,696	65,171	-	102,696

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

(重要な訴訟事件等)

当社は、2010年6月、公正取引委員会よりシャッター等の販売及び受注に関し独占禁止法第3条に違反する行為(全国価格カルテル、近畿地区受注調整)があるとして、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、課徴金を納付しました。

この排除措置命令及び課徴金納付命令について、2010年7月に公正取引委員会に審判手続開始を請求し、2020年8月に公正取引委員会から課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を受けました。

当社は本審決の内容を慎重に精査し検討しました結果、2件の排除措置命令及び課徴金納付命令のうち全国価格カルテルについて、当社の審判請求を棄却した本審決を不服として、2020年9月に東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起いたしました。また、近畿地区受注調整については審決取消訴訟を提起しないことを決定いたしました。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として以下に定める金額 以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とします。 (算式) 1株当たりの買取価格に1単元の株式数を乗じた金額のうち 100万円以下の金額につき 1.150% 100万円超500万円以下の金額につき 0.900% 500万円超1千万円以下の金額につき 0.700% 1千万円超3千万円以下の金額につき 0.575% 3千万円超5千万円以下の金額につき 0.375% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てます。) ただし、1単元当たり金額が2,500円に満たない場合は、2,500円といたします。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のウェブサイトに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.toyo-shutter.co.jp
株主に対する特典	ありません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第65期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月25日 近畿財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類	事業年度 (第65期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月25日 近畿財務局長に提出。
(3) 四半期報告書、 四半期報告書の確認書	事業年度 (第66期第1四半期)	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月12日 近畿財務局長に提出。
	事業年度 (第66期第2四半期)	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	2020年11月13日 近畿財務局長に提出。
	事業年度 (第66期第3四半期)	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	2021年2月12日 近畿財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2020年6月26日近畿財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2020年10月9日近畿財務局長に提出

2020年6月26日提出の臨時報告書（株主総会における議決権行使の結果）に係る訂正報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年 6 月 24 日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄監査法人
大阪事務所

代 表 社 員 公認会計士 玉 置 浩 一 印
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 清 水 章 夫 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シャッター株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準の適用による工事収益の認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）３ 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準に記載のとおり、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約（但し、工期のごく短いものは除く）については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用して収益を認識している。工事進行基準の適用においては、当事者間で合意された実質的な取引の単位に基づいて、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて収益を認識することとなる。 【注記事項】（重要な会計上の見積り）工事進行基準に記載の通り、会社は、シャッター製品、スチールドア製品の販売にあたっては、当該製品が使用される建設現場への施工も合わせて請け負い、工事契約を締結する場合がある。当連結会計年度の売上高のうち2,008,040千円については、これらの工事契約の一部について工事進行基準を適用して収益を認識したものである。工事進行基準による売上高の連結売上高に占める割合は、10.2%である。 工事契約は、顧客からの要望が個々の契約ごとに異なり、それに対応するため、必要となる原材料や人員、完成するまでの期間等が検討され、その結果に基づいて、工事収益総額及び工事原価総額の見積りが行われる。また、会社の請け負う施工は、建設現場全体の工程のなかで比較的に後工程に属するため、当該契約を取り巻く事情の変化により、設計内容の変更や施工現場の環境の変化等も起こり得るため、当初の見積りに影響を与えることもある。 したがって、工事進行基準の適用による工事収益の認識について、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、工事進行基準の適用による工事収益の認識の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。 ・工事収益総額の見積り及び工事原価総額見積りに関連する内部統制の整備・運用状況を評価した。 ・工事進行基準の見積りの妥当性を検討するために、過年度の工事収益総額及び工事原価総額の見積額と、その後の確定額を比較し見積りの精度を確かめた。 ・重要性の高い工事案件の契約金額について、顧客への直接確認を行い、架空工事の有無や契約金額の妥当性を確かめた。 ・工事契約の変更分について、顧客の作業指示書や増減精算の明細等により、工事収益総額の見積りの妥当性を確かめた。 ・見積もられた工事原価総額と決算日までに発生した工事原価の実績とを比較して、必要な場合には工事原価総額の見積りの妥当性を再検討するとともに、契約内容自体の変更の有無を確認した。 ・決算日における工事進捗度が、決算日までに発生した工事原価及び工事原価総額に基づき算定されていることを再計算により確かめた。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、東洋シヤッター株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、東洋シャッター株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年 6 月 24 日

東洋シャッター株式会社
取締役会 御中

栄監査法人
大阪事務所

代 表 社 員 公認会計士 玉 置 浩 一 印
業務執行社員

代 表 社 員 公認会計士 清 水 章 夫 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている東洋シャッター株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シャッター株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準の適用による工事収益の認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（工事進行基準の適用による工事収益の認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【会社名】	東洋シャッター株式会社
【英訳名】	TOYO SHUTTER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 敏夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪府中央区南船場二丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	東洋シャッター株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号 日本橋Kビル) 東洋シャッター株式会社名古屋支店 (名古屋市中川区北江町二丁目12番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長である岡田敏夫は、当社及び当社の連結子会社（以下、当社グループ）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しています。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的達成にとって絶対的なものではなく、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しています。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から、必要な範囲を決定しました。財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、当社の連結子会社については、評価対象とするか検討した結果、連結財務諸表に示す割合が僅少であることから、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している事業拠点を重要な事業拠点として選定し、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目、すなわち「売上高」「売掛金」及び「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい特定の取引又は事象についても個別の評価対象としています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年6月24日
【会社名】	東洋シャッター株式会社
【英訳名】	TOYO SHUTTER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡田 敏夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市中央区南船場二丁目3番2号
【縦覧に供する場所】	東洋シャッター株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋馬喰町一丁目14番5号 日本橋Kビル) 東洋シャッター株式会社名古屋支店 (名古屋市中川区北江町二丁目12番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 岡田 敏夫は、当社の第66期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。